

平成24年度 第4回
評 議 員 会

平成25年 3 月 4 日 (月)

議 事 録

財団法人武蔵野市福祉公社

平成24年度 第4回 評議員会 議事録

- 1 開催日時 平成25年3月4日（月）
午後7時00分から午後8時41分まで
- 2 開催場所 消費生活センター 講座室
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目10番7号
武蔵野商工会館 3階
- 3 評議員の現在数 10名
- 4 出席評議員数及び氏名
評議員10名
議長 三輪 博行 評議員 川名 ゆうじ
評議員 斉藤 シンイチ 評議員 鈴木 省悟
評議員 森田 邦夫 評議員 伊藤 隆司
評議員 矢島 美代 評議員 小美濃 純彌
評議員 阿部 敏哉 評議員 江幡 五郎
- 5 定足数 7名
- 6 欠席評議員数及び氏名
評議員 0名
- 7 傍聴者 1名
- 8 諮問事項
諮問第9号 平成25年度事業計画及び収支予算について
諮問第28号 平成25年度老後福祉基金の一部取崩しについて
諮問第10号 寄附行為を廃止する規程（案）について
諮問第11号 役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃止する規程
（案）について
諮問第12号 在宅生活困難高齢者等サービス事業実施規則を廃止する
規則（案）について
諮問第13号 入院時家事援助等サービス事業実施規則を廃止する規則
（案）について

- 諮問第14号 公益法人移行に伴う諸規程等の一部改正について
諮問第15号 事務規程の一部を改正する規程（案）について
諮問第16号 印章規程の一部を改正する規程（案）について
諮問第17号 職員就業規則の一部を改正する規則（案）について
諮問第18号 職員の業務外の傷病に関する規則の一部を改正する規則（案）について
諮問第19号 準職員就業規則の一部を改正する規則（案）について
諮問第20号 パートタイムホームヘルパー就業規則の一部を改正する規則（案）について
諮問第21号 職員給与規程の一部を改正する規程（案）について
諮問第22号 職員旅費規程の一部を改正する規程（案）について
諮問第23号 会計処理規程の一部を改正する規程（案）について
諮問第24号 老後福祉基金規程の一部を改正する規程（案）について
諮問第25号 指定居宅介護支援に関する実施規則の一部を改正する規則（案）について
諮問第26号 ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則（案）について
諮問第27号 フレックスヘルパー就業規則の制定について
- 報告事項 公益財団法人への移行について

9 議事録署名人の選任

三輪議長から本日の出席者について、寄附行為第36条の規定による定足数を満たしているので、本評議員会は有効に成立している旨の報告があった。引き続き、本評議員会の議事録署名人に鈴木評議員、そして斉藤評議員の2名を選任し、両氏もこれを承諾した。

10 審議の経過及び結果

諮問第9号 平成25年度事業計画及び収支予算について

諮問第28号 平成25年度老後福祉基金の一部取崩しについて

三輪議長から、「諮問第9号平成25年度事業計画及び収支予算について」と「諮問第28号平成25年度老後福祉基金の一部取崩しについて」は関連があるため、一括して審議したい旨の提案があり、他の評議員からは異議はなく、一括して審議を行った。

中村常務理事から、諮問事項について説明がなされた。

小美濃評議員から、市が財政援助出資団体に対して第三者に委託し

てヒアリングが実施されている件に関連して、民間事業所も行っているデイサービス事業や補助器具センター事業等について福祉公社でなければできないメリットは何かという趣旨の質問がなされた。また、二つ目の質問として、社会福祉協議会、社会福祉法人武蔵野の福祉三団体との横のつながりの重要性について質問がなされた。三つ目の質問として、月刊広報誌の発行の新たな取り組みとはどのようなことを想定しているのかという旨の質問がなされた。

中村常務理事から、一つ目の質問については、福祉公社が行って得た技術を、講習会などを通じて民間事業所や民間の介護支援者に広めることができる旨、及び、収支相償の観点から行っている旨の回答がなされた。三つ目の質問については、広報誌の発行以外については検討中である旨の回答がなされた。

長澤理事長から、二つ目の質問について、社会福祉協議会及び社会福祉法人武蔵野と三法人全体で研修会行っており、また、三団体の相互補完ができるようなことを検討する準備を行っている旨の回答がなされた。また、一つ目の質問について、民間事業所では対応困難な方に対するセーフティネットの役割も認識している旨の回答がなされた。

阿部評議員から、一つ目の質問として、生活保護受給者の金銭管理支援等業務についてその内容と受託打診の経過等について、二つ目として、在宅介護支援センターのL S Aの清岳苑への出張内容について、三つ目として、デイサービスセンター事業について家族の安心とレスパイト機能を十分に果たせるサービス提供体制の具体案について、四つ目として、会計について介護職員の処遇改善交付金収入についての補足説明を求める質問がなされた。

中村常務理事から、一つ目の質問に対しては、金銭管理及び金銭にかかわる軽微な相談を受けるものであり、四つ目の質問に対しては、介護職員処遇改善加算に変わったため交付金はゼロとし、介護職員処遇改善加算については予算上で計上している旨の回答がなされた。

松原在宅介護支援センター・補助器具センター次長から、二つ目の質問に対して、シルバーピアのL S A化を住宅対策課が進めており、清岳苑については、5年後完全なL S A化を目指す中で、4組のワーデンさんのうち1組が引っ越したということで、残る3組のワーデンさんの負担軽減、それと、地域への清岳苑の入居者がお互いに交流することにより、地域の方々や入居されている方々が閉じこもらないためにいろいろな活動をしており、清岳苑で週1回活動をすることで閉じこもり、あるいは、地域との交流を進めていくというニーズに応えている旨の回答が

なされた。

新谷センター次長から、三つ目の質問に対して、休日、祝日の開設とデイサービスの時間延長、緊急対応について、今年度から来年度で検討している旨の回答がなされた。

阿部評議員から、生活保護受給者金銭管理支援事業について、金銭管理と軽微な管理であるのか、また、想定件数について質問がなされた。

中村常務理事から、概ね最大で20件であるが検討したうえで市と相談しながら進める旨の回答がなされた。

斉藤評議員から、一つ目の質問として、困難ケースがどの程度増えているのか、二つ目の質問として、看取りの対応を促す等のタイミングをどこで計っているのか、三つ目の質問として、困難ケースを防ぐ方策や相談体制について質問がなされた。

中村常務理事から、二つ目の質問に対して、ご本人からの要望というよりは、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等からの公社への依頼によりご本人と相談して進めている旨の回答がなされた。三つ目の質問に対しては、デイサービスについては、在宅介護支援センターやケアマネジャーからの相談を待つしかないのではないかといた旨の回答がなされた。

小林在宅サービス課課長補佐から、数的にはどんどんウナギ登りに上がっているということではなく、逆に、決して少なくもならず、常時抱えているといった状況である旨の回答がなされた。また、困難ケースの中には、虐待もあるが、これはそれなりの体制での対応が必要であり、母数の小さい民間の事業所では対応し切れない状況である。しかし、福祉公社は、職員も多く内部での連携もとりやすいため、対応の環境は整っているが、今後、民間事業者へ対応できる部分は各事業所で対応できるように育成していかなければならないと考えている旨の回答がなされた。

服部高齢者総合センター長から、補足として、非常にリスクの高いご利用者には、積極的に発言し、地域リハビリテーションの理念である継続的・体系的な支援、積極的に他機関の専門職と連携していきたい旨の回答がなされた。

斉藤評議員から、高齢者のご本人ではなくそのご家族が引きこもっている等のご本人以外のトラブルの対応について質問がなされた。

松原在宅介護支援センター・補助器具センター次長から、在宅介護支援センター、居宅支援事業所、有償サービスの3つの部署が定期的に勉強会を行い、連携の模索、お互いの業務、役割、力量を見極めながらの

連携を行っている旨の回答がなされた。また、他機関も含めてそれぞれの持っている機能や役割を生かしながら対応している旨の回答がなされた。また、課題を発見する能力を育てるという点についても人材育成に力を入れていきたい旨の回答がなされた。

川名評議員から、一つ目の質問として、人件費の割合見直しについて及び平成25年度の人件費推移について、二つ目の質問として、今後の戦略について質問がなされた。

長澤理事長から、二つ目の質問について、有償在宅サービス事業の見直しを図り、ご利用者様の理解を得ながら収益を上げていく等の財政健全化計画を検討する旨の回答がなされた。

中村常務理事から、人件費割合の見直しについて、今回は権利擁護事業、成年後見事業により人件費を多く置いて、人を派遣することによって強化をもくろむための振り分けをし直したという旨の回答がなされた。

川名評議員から、一つ目の質問として、市からの派遣職員の引き上げに対応できる体制の中期的な計画について、二つ目の質問として、公益法人に移行して租税公課がどのように変わるのかについて質問がなされた。

中村常務理事から、市からの派遣職員の引き上げについては、福祉公社内部で協議し、非公式ではあるが約6年の引き上げ計画として市に提案をしている旨の回答がなされた。また、租税公課については、特段の優遇に変更があるわけではないが、寄附金に対する税金が免除されるなどの変更がある旨の回答がなされた。

川名評議員から、公益認定を受けたことによる税制上のメリットはさほどないという理解で良いのかという旨の再質問がなされた。

中村常務理事から、川名評議員の理解で良い旨の回答がなされた。

川名評議員から、公益法人に移行したメリットが、税制上ないのか確認したい旨の再々質問がなされた。また、経理上もミスなく取り組んでいるのかという旨の質問がなされた。

中村常務理事から、現在、民間と比較して税制の優遇を受けており、公益法人に移行すれば税制の優遇は継続されるが、一般法人に移行すると優遇は適用されなくなる旨の回答がなされた。また、経理上もミスなく行っている旨の回答がなされた。

他の評議員から質疑、意見はなく、諮問第9号及び諮問第28号について一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二諮問事項は承認された。

諮問第10号 寄附行為を廃止する規程（案）について

中村常務理事から、公益法人設立登記日をもって、現行の寄附行為を廃止する旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第11号 役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃止する規程（案）について

中村常務理事から、公益法人設立登記日をもって、現行規程を廃止する旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第12号 在宅生活困難高齢者等サービス事業実施規則を廃止する規則（案）について

中村常務理事から、既に事業を実施していないため、公益法人設立登記日をもって、現行規程を廃止する旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第13号 入院時家事援助等サービス事業実施規則を廃止する規則（案）について

中村常務理事から、既に事業を実施していないため、公益法人設立登記日をもって、現行規程を廃止する旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第14号 公益法人移行に伴う諸規程等の一部改正について

中村常務理事から、表中の18の規程・規則について公益法人設立登記の日をもって財団法人の記載を公益財団法人に改めるものである旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第15号 事務規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、改正の主なものとして、次長の職名をなくし、担当係長を設置し、職務名と職責を明確にしたこと、また、事務分掌と文書の保存年限を別表化し、内容を整理したこと、別表1の組織図に理事会、評議員会を記載したこと、専決区分の別表3を改正し、代決者を各専決者が定めることとしたことである旨の説明がなされた。また、代決者は、今まではすべて「理事長が定める」としていたところ、前回の理事会でのご意見を踏まえ、各専決者が決めるという形に変えたものである旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第16号 印章規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、改正の主なものとして、使用していない4つの印を廃止し、その他のものは「公益」の文字を加える変更をした旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第17号 職員就業規則の一部を改正する規則（案）について

中村常務理事から、改正の主なものとして、採用選考における提出書類から健康診断書を削除し、また、採用時の提出書類を整理し、法制度と合わせた旨の説明がなされた。また、採用時の試用期間を3カ月から市と同様に6カ月とし、解雇及び退職時等の引き継ぎ義務を明記し、年次有給休暇、忌引き日数及び休職期間を別表化し、労基法改正により希望職員全員の65歳までの雇用が義務づけられたことに伴い再雇用の条件及び期間等の経過措置を設けた上でこれを実施することとした旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第18号 職員の業務外の傷病に関する規則の一部を改正する規則
(案) について

中村常務理事から、「医師」の記載を「主治医」とするなど字句を整理した旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第19号 準職員就業規則の一部を改正する規則(案) について

中村常務理事から、改正の主なものとして、時間給の割り増しについて正規職員と同様に改め、基準を1日の勤務時間から週の勤務時間とし、解雇及び退職等の際に引き継ぎを義務化し、忌引き日数を別表化したほか、字句の整理を行った旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第20号 パートタイムホームヘルパー就業規則の一部を改正する規則(案) について

中村常務理事から、改正の主なものとして、パートタイムホームヘルパーとして、登録ヘルパーとフレックスヘルパーについて同一の就業規則を使用してきたが、雇用形態の違いを明確にし、それぞれのヘルパーが雇用条件を確認できるように登録ヘルパー就業規則とし、法改正により、資格要件の名称変更、雇用期間に係るただし書きとして、例外として65歳を超えて雇用できる年齢を68歳から75歳とし、雇用及び解雇におけるただし書きの追加及び忌引き日数の別表化のほか、字句の整理をした旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第21号 職員給与規程の一部を改正する規程(案) について

中村常務理事から、事務規程の職務名変更に伴い、次長を担当係長に改正した旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第22号 職員旅費規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、日当に係る30キロメートル未満の出張区域を市に準じ定め、別表とした旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第23号 会計処理規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、主な改正点として、公益法人移行に伴う予算決定に係る手順に合わせ条文を整備し、会計帳簿に関して公益法人化に合わせ整備し、事務規程改正に伴い職名を変更し、見積書の徴取について金額による業者数の基準を定めたことのほか、字句の整理をした旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第24号 老後福祉基金規程の一部を改正する規程（案）について

中村常務理事から、公益法人移行に伴い、公益財団法人武蔵野市福祉公社寄附金等取扱規程により、寄附金は特定寄附金のうち、その目的が公益事業の場合は全額、一般寄附金については、その50%以上を公益事業に使用することとなっており、寄附金を原資とする当該基金についても、寄附金等取扱規程に合わせ、公益目的事業の積み立て、現行の積み立て、その他の目的を定めた特定寄附金をその目的ごとの積み立てに区分し、その積み立て管理、運用、運用益の処理、処分について別々に行うこととする規程を定めたものある旨の説明がなされた。また、基金自体を複数とすることも検討したが、目的を特定する寄附がある都度、新たな基金を必要とするため、基金は老後福祉基金のみとし、積み立てを別にすることで対応する旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第25号 指定居宅介護支援に関する実施規則の一部を改正する規則（案）について

中村常務理事から、主な改正点として、契約書を様式として提示し、事業所の名称・住所の表記を改め、不要な記載を削除した旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第26号 ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則（案）について

中村常務理事から、主な改正点として、事業所の所在地の表記を改め、障害者総合支援法に基づくサービスの利用料について追記し、生活保護受給者についての介護保険法及び障害者総合支援法のサービス料について負担をなしとすることを追記し、契約書を様式として提示したほか、字句の整理を行った旨の説明がなされた。

評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

諮問第27号 フレックスヘルパー就業規則の制定について

中村常務理事から、諮問第20号により、パートタイムホームヘルパー就業規則を登録ホームヘルパー就業規則としたことに伴い、本規程を新たに制定し、フレックスヘルパーの就業規則を明確にした旨の説明がなされた。また、内容については、現在の勤務条件のとおり規定したため、本規程制定後もヘルパーの勤務条件に変更はない旨の説明がなされた。

川名評議員から、第4条の雇用期間を1年以内とすることについて、派遣労働法が改正されて、無期雇用になるということかどうかという旨の質問がなされた。これは、有期雇用にしたいということなのか、5年以上そのまま雇用し続けるとそのまま無期雇用となるように法律が変わったのではないかと旨の質問がなされた。また、雇用期間1年とあるが、必要に応じて更新できるということと矛盾しているのではないかと旨の質問がなされた。

中村常務理事から、1年毎の契約更新になるが、5年以降継続して雇用する場合には、本人の希望により1年毎ではなくなる。しかし、それ

の対象になるのが、平成25年を初めとする5年後ということになりますので、現在は1年毎の更新という形で規程をした旨の回答がなされた。

川名評議員から、5年経過した時点で規程の見直しを行うという理解で良いかという旨の質問がなされた。

中村常務理事から、5年後までの間に見直しを考えている旨の回答がなされた。

他に評議員から質疑、意見はなく、審議の結果、全会一致で、本諮問事項は承認された。

報告事項 公益財団法人への移行について

中村常務理事から、公益財団法人への移行については、平成24年12月25日に東京都より内示をいただき、公益移行に向け、今回の諸規程の改正を初め、体制の整備を行ってきており、今後の日程として、3月25日午後より都庁において移行認定書の交付式があり、その後、東京法務局に事前確認をお願いし、4月1日に移行登記手続きを行う予定である旨の報告がなされた。

11 連絡事項

長澤理事長から、4月1日に本公社、公益法人に移行に伴いまして、公益法人の評議員は昨年開催しました評議員選定委員会で決定した方をお願いすることとなり、このため、皆様方におかれましては、本年3月31日をもって辞任していただくことになる旨の連絡がこれまでの御礼とともになされた。

中村常務理事から、公益法人の移行に伴って、机上に配付してあります辞任願を記載の上、返信用封筒により、3月19日頃までにお送りいただくよう連絡がなされた。

以上です。

以 上

本評議員会の議事を証明するため、議長及び議事録署名人において署名押印します。

平成26年2月7日

議長 三輪博行 ⑩

議事録署名人 斉藤シンイチ ⑩

議事録署名人 鈴木省悟 ⑩